

○工事等の請負契約等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等

令和6年3月22日

告示第10号

工事等の請負契約等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第7条第2項第2号及び第3項、第14条第1号並びに第17条第1項に規定する等級別格付基準、発注の標準となる工事等の設計金額及び入札参加可能範囲並びに指名停止基準をそれぞれ次のように定める。

第1 等級別格付基準

- 1 格付けは、土木工事業者をA、Bの2等級に分けて行う。
- 2 前項の格付けは、等級別にその基準数値を定め、客観的事項及び主観的事項について、次の方法により算出した総合数値に対応して行う。

(1) 客観的事項

建設業法第27条の23第1項の審査の項目及び基準を定める件（昭和63年建設省告示第1316号）で定めるところにより行うものとする。

(2) 主観的事項

ア 工事成績

指名競争入札参加資格の審査の申請をする年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間に発注した町工事の成績を評定し、その結果により、40点からマイナス25点の範囲内で主観点を付与することができる。

イ 工事施工の状況

町告示第11号の第5の第1号に規定する平均完成工事高のうち、元請完成工事高（発注者から直接請負った工事高をいう。）について下請発注比率が50%以上の場合、マイナス0点からマイナス10点の範囲内で主観点を付与することができる。

ウ 工事安全成績

審査基準日の属する年の前年における工事種別災害発生日数率について、次の基準により主観点を付与することができる。

度数率	1.5未満	0点
	1.5～2.5未満	-2点
	2.5以上	-4点

エ 労働福祉の状況

建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団への加入の有無について、次の基準により主観点を付与することができる。

上記制度のいずれかに加入し履行状況が良好な者 5点

上記制度のいずれかに加入している者 0点

上記制度のいずれにも加入していない者 -2点

オ 優良工事の有無

審査基準日の直前2年間において次に掲げる優良工事を施工した者に、それぞれ対応する主観点を付与することができる。

(ア) 福島県内に係る工事で福島県優良工事の表彰を受けた者 5点

(イ) 福島県優良工事表彰審査委員会の審査に合格した工事を2か所以上施工した者 5点

カ 建設業法に基づく処分の有無

審査基準日の直前2年間において建設業法の規定に基づく行政処分を受けた場合は、次の基準により主観点を付与することができる。

建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 -1点

建設業法第28条の規定に基づく営業の停止を受けた者

1月未満 -2点

1月以上3月未満 -4点

3月以上 -6点

キ 指名競争入札における指名停止の有無

審査基準日の直前2年間において工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第11条に基づく指名停止措置を受けた場合は、指名停止期間について次により主観点を付与することができる。

3月未満 -3点

3月以上6月未満 -6点

6月以上12月未満 -9点

12月以上 -15点

ク 技術職員の有無

技術職員の状況について工事種別ごとに15点から0点の範囲内で主観点を付与することができる。

3 町外に主たる営業所をおく者については、客観的数値のみにより格付けするものとする。

4 共同企業体については、次の方法により格付けするものとする。

(1) 客観的事項審査の特例

ア 入札参加を希望する工事種別ごとの審査基準日の属する年の直前2年の平均完成工事高、自己資本額並びに技術職員の数及び技術職員以外の職員数は、各構成員の和とする。

イ 営業年数及び経営比率は、各構成員の平均値によるものとする。

(2) 主観的事項審査の特例

ア 工事成績

企業体として実績がない場合は、各構成員の数値の平均値とする。

イ 工事施行の状況

各構成員の数値の平均値とする。

ウ 工事安全実績がない場合は、各構成員の平均値とする。

エ 労働福祉の状況

各構成員の数値の平均値とする。

オ 技術職員の有無

企業体を一つの企業とみなした場合の主観点を付与する。

カ 建設業法に基づく処分の有無及び指名競争入札における指名停止の有無

各構成員の数値の和とする。

第2 発注の標準となる工事等の設計金額

別表1のとおりとする。

第3 入札参加可能範囲

別表2のとおりとする。

第4 指名停止基準

1 有資格業者が、別表3及び別表4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号措置基準に定めるところにより期間を定め指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指

名停止を併せ行うものとする。

- 3 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 4 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 5 有資格業者が1の事案により、別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 6 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は当該各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときはこの限りでない。
- 7 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表に定める指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 8 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 格付けと発注の標準となる工事の設計金額（請負に付する部分の設計額）

等級	業種別金額	格付基準点数	土木工事
			設計金額
A		700点以上	15,000千円以上
B		700点未満	15,000千円未満

別表2 入札参加可能範囲

区分	15,000千円以上	15,000千円未満
A	○	○

B		○
---	--	---

(注) 新規業者を指名する場合は、原則として設計額 3, 0 0 0 千円以下の工事を対象とする。

別表 3 事故等による措置要件及び措置基準

措置要件	期間	措置基準	運用期間
(虚偽記載) 1 棚倉町が発注する建設工事等（以下「町発注工事等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内	ア 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。	1 2 か月
		イ 有資格業者名簿の登録後に町の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。	9 か月
		ウ 有資格業者名簿の登録後に有資格業者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。	6 か月
		エ 有資格業者名簿の登録前に町の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が大きいと認められるとき。	3 か月
		オ 有資格業者名簿の登録前に虚偽の記載事実について有資格業者から報告があり、過失が認められるとき。	1 か月
1 の 2 町発注工事等の請負契約に係る競争入札に	当該認定をした日から	ア 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽	1 2 か月

<p>において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札時の調査資料若しくは契約締結後の町への提出資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 1 2 か月以内</p>	<p>造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。</p> <p>イ 工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 工事着手後に受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>エ 工事着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が大きいと認められるとき。</p> <p>オ 工事着手前に虚偽の記載事実について受注者から報告があり、受注者の過失が認められるとき。</p>	<p>9 か月 6 か月 3 か月 1 か月</p>
<p>(故意等による粗雑工事)</p> <p>2 町発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(過失による場合でその瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内</p>	<p>(1) 故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(※ (1) については、告示第4項番8を適用)</p> <p>(2) 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>ア 補修が不可能な場合(補修により所期の目的を達成出来ない場合)又は粗雑工事に</p>	<p>2 4 か月 1 2 か月</p>

	<p>起因し、公衆に重大な損害（死亡者の発生、広範な損害等）を与えるなど、公衆への影響が極めて大きいと認められるとき。</p>	
イ	<p>粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。</p>	9か月
ウ	<p>会計検査院の検査若しくは監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事の手直しが必要となったとき。</p>	3か月
エ	<p>完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。</p>	3か月
オ	<p>完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合（修補後、契約工期内に完成検査で合格したときを除く）、又は引渡し後に契約不</p>	1か月2週間

		<p>適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p>	
		<p>カ 完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合で、修補後、契約工期内に完成検査で合格したとき。</p>	1 か月
		<p>キ 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事を粗雑にしたと認められるとき（発注者側の責に帰すべき場合を除く）。</p> <p>（※キについては、告示第4項番7を適用）</p> <p>（※粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。）</p>	2 週間
<p>3 町内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>	<p>ア 補修が不可能な場合（補修により所期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑工事に起因し、公衆に重大な損害（死亡者の発生、広範な損害等）を与えるなど、公衆へ影響が極めて大きいと認められるとき。</p>	6 か月
<p>（※「瑕疵が重大である」と認められる場合は原則</p>		<p>イ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しく</p>	4 か月

としてア、イ、ウ、エに該当する場合のほか、粗雑工事を原因とし、建設業法に基づく監督処分がなされた場合についても該当する)

は入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害)を与えたとき。

ウ 会計検査院の検査若しくは監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事の手直しが必要となったとき。

エ 完成検査で不良工事として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。

オ 完成検査で不良工事として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。

(※オについては、告示第4項番7を適用)

(※粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあつては、基

<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上8か月以内</p>	<p>準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。)</p> <p>ア 受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったとき(不完全履行)。</p> <p>イ 一括下請負(建設業法第22条第1項又は第2項違反)を行ったとき。</p> <p>ウ 正当な理由が無く工期内に工事の完成が出来ないとき(履行遅滞)。</p> <p>エ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。</p> <p>オ 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p> <p>カ 契約約款、仕様書等に基づく重要な報告(事故報告等)の提出を怠ったとき。</p> <p>キ 現場代理人の常駐義務に違反したとき。</p> <p>ク 建設業許可、経営事項審査又は測量業若しくは建築士事務所若しくは不動産鑑定士の登録の有効期間が失効しているにもかかわらず、県工事等を請け負っていると</p>	<p>8か月</p> <p>8か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>1か月</p>
--	-----------------------------	---	---

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>		<p>き。</p> <p>ケ 前記へに掲げる場合のほか、契約約款、仕様書等に基づく報告、届出等の契約不適合、遅滞、未提出が認められたとき（発注者の指導等により改善した場合は指名停止措置の対象外とする。）。</p>	<p>2 週間</p>
<p>5 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>	<p>I 安全管理の措置が著しく不適切かつ重大な過失があると認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数）</p> <p>イ 死亡（1 人）</p> <p>ウ 負傷程度Ⅱ</p> <p>エ 負傷程度Ⅰ</p> <p>オ 物損程度Ⅱ</p> <p>カ 物損程度Ⅰ</p> <p>（※アについては、告示第 4 項 番 8 を適用）</p> <p>II 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数）</p> <p>イ 死亡（1 人）</p> <p>ウ 負傷程度Ⅱ</p> <p>エ 負傷程度Ⅰ</p> <p>オ 物損程度Ⅱ</p> <p>カ 物損程度Ⅰ</p> <p>III 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p>	<p>9 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>3 か月</p> <p>1 か月 2 週間</p>

6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内	ア 死亡（複数）	3 か月
		イ 死亡（1人）	1 か月 2 週間
		ウ 負傷程度Ⅱ	1 か月
		エ 負傷程度Ⅰ	3 週間
		オ 物損程度Ⅱ	1 か月
		カ 物損程度Ⅰ	2 週間
		（※エ及びカについては、告示第4項番7を適用）	
		(1) 町内の国又は県発注工事等において下記ⅠからⅢに該当したとき。	
		Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切かつ重大な過失があると認められるとき。	
		ア 死亡（複数）	6 か月
		イ 死亡（1人）	4 か月
		ウ 負傷程度Ⅱ	2 か月
		エ 負傷程度Ⅰ	1 か月 2 週間
		オ 物損程度Ⅱ	2 か月
		カ 物損程度Ⅰ	1 か月
		（※ア及びイについては、告示第4項番8を適用）	
		Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。	
ア 死亡（複数）	4 か月		
イ 死亡（1人）	2 か月		
ウ 負傷程度Ⅱ	1 か月 2 週間		
エ 負傷程度Ⅰ	1 か月		
オ 物損程度Ⅱ	1 か月 2 週間		
カ 物損程度Ⅰ	3 週間		
（※アについては、告示第4項			

		<p>番 8 を適用、カについては第 4 項番 7 を適用)</p> <p>Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数） 2 か月</p> <p>イ 死亡（1 人） 1 か月</p> <p>ウ 負傷程度Ⅱ 3 週間</p> <p>エ 負傷程度Ⅰ 2 週間</p> <p>オ 物損程度Ⅱ 3 週間</p> <p>カ 物損程度Ⅰ 文書注意</p> <p>(※ウ、エ及びオについては、告示第 4 項番 7 を適用)</p> <p>(2) (1) 以外の町内の工事等において当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。</p> <p>ア 死亡（複数） 4 か月</p> <p>イ 死亡（1 人） 2 か月</p> <p>ウ 負傷程度Ⅱ 1 か月 2 週間</p> <p>エ ア～ウ以外 1 か月</p> <p>(※アについては、告示第 4 項番 8 を適用)</p> <p>(3) 県内の工事等において当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。</p>	
	(安全管理措置の不適切に		

より生じた工事関係者事故)			
7 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内	<p>I 安全管理の措置が著しく不適切かつ重大な過失があると認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数） イ 死亡（1人） ウ 負傷程度Ⅱ エ 負傷程度Ⅰ</p> <p>（※アについては、告示第4項番8を適用）</p> <p>II 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数） イ 死亡（1人） ウ 負傷程度Ⅱ エ 負傷程度Ⅰ</p> <p>III 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数） イ 死亡（1人） ウ 負傷程度Ⅱ エ 負傷程度Ⅰ</p>	<p>6か月 4か月 2か月 1か月2週間</p> <p>4か月 2か月 1か月2週間 1か月</p>
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内	<p>(1) 町内の国又は県発注工事等において下記ⅠからⅢに該当したとき。</p> <p>I 安全管理の措置が著しく不適切かつ重大な過失があると認められるとき。</p> <p>ア 死亡（複数） イ 死亡（1人）</p>	<p>4か月 3か月</p>

	ウ 負傷程度Ⅱ	1 か月 2 週間
	エ 負傷程度Ⅰ	1 か月
	(※ア及びイについては、告示第4項番8を適用)	
	Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。	
	ア 死亡(複数)	3 か月
	イ 死亡(1人)	1 か月 2 週間
	ウ 負傷程度Ⅱ	1 か月
	エ 負傷程度Ⅰ	3 週間
	(※アについては、告示第4項番8を適用)	
	Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
	ア 死亡(複数)	1 か月 2 週間
	イ 死亡(1人)	1 か月
	ウ 負傷程度Ⅱ	2 週間
	エ 負傷程度Ⅰ	文書注意
	(2) (1)以外の町内の工事等において当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。	
	ア 死亡(複数)	3 か月
	イ 死亡(1人)	1 か月 2 週間
	ウ 負傷程度Ⅱ	1 か月
	エ ア～ウ以外	3 週間
	(※アについては、告示第4項番8を適用)	

<p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月以上24か月以内</p>	<p>(1) 町発注工事等において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、下記のア又はイのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>イ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき (排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p> <p>(2) 福島県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、下記のア又はイのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>イ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき (排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>21か月</p> <p>15か月</p>
---	-------------------------------	---	---

		違反事業者を含む。)	
		(3) 福島県外において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、下記のア又はイのいずれかに該当したとき。	
		ア 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。	18か月
		イ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)	12か月
(競売入札妨害又は談合)			
3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合(刑法第96条の6第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内	(1) 町発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24か月
		(2) 福島県内において有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若し	21か月

		<p>くは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 福島県外において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	18か月
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>	<p>(1) 町発注工事等において、下記のアからエのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 建設業法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ウ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>エ 建設業法に違反し、指示処</p>	<p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>4か月</p> <p>3か月</p>

	分を受けたとき。	
	(2) 福島県内において、下記のアからエのいずれかに該当したとき。	
	ア 建設業法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6 か月
	イ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けたとき。	3 か月
	ウ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。	2 か月
	エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1 か月
	(3) 福島県外において、下記のア又はイのいずれかに該当したとき。	
	ア 建設業法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月
	イ 建設業法に違反し、監督官庁から営業停止処分を受け	1 か月

<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>5 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>	<p>たとき。</p> <p>(1) 町発注工事等において、下記のアからオのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p> <p>ウ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>エ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>オ 廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p> <p>(2) 福島県内において、下記のアからオのいずれかに該当したとき。</p>	<p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>4か月</p> <p>3か月</p>
--	------------------------------	--	---

<p>ア 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6 か月</p>
<p>イ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p>	<p>4 か月</p>
<p>ウ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	<p>3 か月</p>
<p>エ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	<p>2 か月</p>
<p>オ 廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p>	<p>1 か月</p>
<p>(3) 福島県外において、廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3 か月</p>

<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上24か月以内</p>	<p>ア 有資格者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>イ 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>ウ 有資格業者等が、暴力団等に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>エ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>オ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>カ 有資格業者等が、暴力団等</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p>
---	------------------------------	--	--

	<p>に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p>	
キ	<p>有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	9か月
ク	<p>有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p>	9か月
ケ	<p>有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	6か月
コ	<p>上記を除くほか、有資格業者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p>	3か月
サ	<p>町発注工事等の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、町への報告及び警察への届出を怠ったと</p>	1か月

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>	<p>き。</p> <p>(1) 業務に関し、脱税の容疑により税務当局から告発され、検察当局から逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 町発注工事等において、下記のアからコのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 委員会の調査審議によって、談合等の不正行為があったと認められたとき。</p> <p>イ 業務に関する法令違反により有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ウ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>エ 落札者が契約を締結すること又は受注者が契約を履行することを妨害したとき。</p> <p>オ 非公表としている情報(指名業者名、予定価格、設計金</p>	<p>6か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>5か月</p>
---	------------------------------	--	---

	額（内訳を含む。）などを不正に入手しようと職員に働きかけたとき。	
カ	総合評価方式において、受注者の責めに期すべき理由により、落札決定に反映された技術提案や各種管理計画等を履行しなかったとき。	5 か月
キ	談合等不正行為に関する委員会の調査審議に応じない等、不誠実な行為があったとき。	3 か月
ク	正当な理由が無く落札決定後に契約を辞退し、又は有資格業者の過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。	2 か月
ケ	指名停止期間中の有資格者を下請負人として使用したとき（既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。）。	1 か月
コ	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第7号に該当したとき。 （※アについては、告示第4項番8を適用） （3） 福島県内において、業	1 か月

		務に関する法令違反により 下記のア又はイのいずれかに該当したとき。	
		ア 業務に関する法令違反により、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6 か月
		イ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (4) 福島県外において、業務に関する法令違反により下記のアに該当したとき。	3 か月
		ア 業務に関する法令違反により、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月
8	別表 3 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内	(1) 町内における違反行為において下記のア又はイのいずれかに該当したとき。 ア 懲役刑以上の犯罪の容疑
			6 か月～9 か

<p>訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>		<p>で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>イ アに該当する場合のほか、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p> <p>(2) 福島県内における違反行為において下記のア又はイのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>イ アに該当する場合のほか、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p>	<p>月</p> <p>3 か月</p> <p>4 か月</p> <p>1 か月</p>
---	--	--	--

※ なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、工事等指名運営委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。